

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月  
② 平成5年8月  
③ 平成6年3月及び同年4月  
④ 平成6年7月及び同年8月  
⑤ 平成6年12月から7年4月まで  
⑥ 平成7年8月  
⑦ 平成7年10月から9年11月まで  
⑧ 平成10年1月及び同年2月  
⑨ 平成10年4月から同年11月まで

申立期間は、国民年金保険料の未納期間と記録されているが、法人経営の会社を辞めて個人経営の会社に勤めた平成3年7月から個人事業主として自営していた会社を廃業した11年7月までの間については、継続して国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する平成9年分の所得税の確定申告書(控)から、申立期間⑦のうち9年1月から同年11月までの期間については、確定申告書(控)に記載された社会保険料控除額(16万7,800円)に、同年1月から同年12月までの国民年金保険料(15万2,100円)が含まれていることが確認できることから、申立人は当該期間の国民年金保険料について納付していたものと推認できる。

一方、申立人が保管する平成6年分及び8年分の所得税の確定申告書(控)には、社会保険料控除額が記載されていない上、同じく申立人が保管する7

年分の所得税の確定申告書（控）に記載された国民年金の支払保険料額（4万6,800円）は、オンライン記録に国民年金保険料を納付済みと記録されている同年5月から同年7月までの期間及び同年9月の国民年金保険料の合計額に一致していることが確認できる。

また、申立人は、すべての申立期間において、国民年金保険料を口座振替により納付したと主張しているところ、申立人の預金口座の入出金記録に、申立期間①から申立期間⑨までの国民年金保険料が申立人の預金口座から引き去りされた事実は確認できない。

さらに、申立人は、都合により口座振替ができずに未納となった申立期間①から申立期間⑤までの国民年金保険料については、A市区町村からB市区町村（現在は、A市区町村）に転出（平成7年6月28日）する際にまとめてA市区町村の窓口で納付し、申立期間⑥から申立期間⑨までの国民年金保険料については、B市区町村からC市区町村に転出（平成11年2月5日）する際にまとめてB市区町村の窓口で納付したと主張しているが、A市区町村では、現年度と前年度の国民年金保険料のほかは市区町村役場の窓口で納付することができなかったと回答しており、申立人の主張と申立期間当時のA市区町村及びB市区町村の収納手続の間に齟齬がみられる上、同市区町村は、未納分の国民年金保険料について、転出時に催促していないが、国民健康保険料については催促していたと回答しており、申立人が転出時にA市区町村及びB市区町村で支払った保険料は、国民健康保険料の未納分の可能性がうかがえる。

加えて、申立人は、「国民年金保険料の納付書が届いた際には、市区町村役場の窓口で保険料を納付したこともあった。」と主張しているが、申立期間⑦のうち平成9年1月から同年11月までの期間を除き、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年1月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月4日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を同年4月4日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月ごろから同年9月ごろまで  
昭和28年4月ごろから同年9月ごろまでの期間、A社B出張所で臨時職員のC職種として勤務していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和28年夏に催されたとされるA社B出張所の社員旅行に係る写真、申立人の前任者の厚生年金保険の被保険者記録、同僚の供述などから、申立人は、申立期間のうち、同年4月4日から同年8月31日までの期間において、A社B出張所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間当時の雇用形態について、臨時職員であったと供述しているところ、A社は、「当社では、従来から、職員の区分や雇用形態によって厚生年金保険の加入の適否を判断するようなことは行っておらず、すべての職員について、入社時から厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、申立人と同じC職種であったとする申立人の前任者及び後任者は、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険の被保険者資格の取得時期と、それぞれが供述する入社時期が一致し、いずれの者も勤務期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年4月4日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の前任者であったとする者の昭和 27 年 8 月の A 社 B 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の後任者であったとする者の 28 年 12 月の当該被保険者名簿における標準報酬月額の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社 B 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は確認できず、他に事業主から届出された記録が欠落した事情も見受けられないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の被保険者記録が失われたとは考え難い上、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主は社会保険事務所に対し申立人に係る資格の取得及び喪失等の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 28 年 4 月 4 日から同年 9 月 1 日までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 28 年 4 月 1 日から同年 4 月 4 日までの期間について、申立人は、申立てに係る事業所に入社した経緯について、「A 社 B 出張所に勤務する前に通学していた『D 学院』にて、E 業務を半年間、F 業務を半年間学び、卒業したのが昭和 28 年 3 月である。卒業してまもなく、A 社の面接を受け、すぐに入社が決まったので、同年 4 月から勤務を開始したと思うが、何日であったかは記憶していない。」と供述しているところ、D 学院は既に廃業しており、申立人の在学期間等について確認できない。

また、申立人が従事していた職務は C 職種であり、同僚の供述などから、当該職種は、当時、申立てに係る事業所において必ず一人はいなければならない職種であったことがうかがえ、A 社 B 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前任者として勤務していたとする者は、昭和 28 年 4 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できることなどから、申立人は当該前任者の退職後に申立事業所において勤務を開始したことがうかがえる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係るA社B支所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、120円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年8月1日から19年10月1日まで  
② 昭和20年10月20日から21年10月1日まで

私の夫は、夫が昭和48年7月に作成した履歴書によると、両申立期間に係る昭和18年から21年当時、A社B支所に継続して勤務していたと思うので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社B支所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、回答を得ることができた一人の供述から、申立人は、申立期間①においてA社B支所に勤務していたことが認められる。

また、前述の被保険者名簿から、申立人は、昭和18年8月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、20年10月20日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法第16条の規定によると、支所等の一定の業種の事業所に使用され、現場作業に従事する男子労働者（一般職員を除く。）については、同法の被保険者とする旨が定められているところ、前述の同僚は、「私は、A社B支所において、労務管理の事務を行っていた。申立人は、A社B支所に入社した当初から、支所の現場従業員として勤務し、労働者年金保険に加入し、労働者年金保険料が申立人の給与から控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が、昭和18年8月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を事業主は、社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社B支所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿における申立人の昭和18年8月の記録から120円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、申立人はA社B支所に継続して勤務したとしているが、C社D支所は、「A社B支所は、昭和20年11月20日にE社に売却された。」と回答しているところ、前述の同僚は、「A社B支所はE社に売却される際には支所が閉鎖されており、申立人はその支所閉鎖より前に退職したことをはっきりと記憶しているので、申立期間②は勤務していなかった。私は、A社B支所の閉鎖後、残務整理に従事し、引き続いてE社F支所に勤務したが、申立人は、E社F支所にも勤務していない。」と供述している。

また、E社F支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、回答を得ることができた7人は申立人を知らないと供述している上、そのうち一人は、「A社B支所からE社F支所に引き続き勤務した従業員は数人であり、申立人の名前に聞き覚えはなく、申立人は、E社F支所に勤務していないと思う。」と供述している。

さらに、A社B支所の事業主は所在が不明である上、C社D支所は、「社史に記載されていること以外に、申立期間②当時のことは分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料も無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 島根国民年金 事案 370 (事案 174 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月まで

親の勧めで、20 歳になった際に A 市区町村で国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料はすべて納付しており、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

今回、新たな資料として、第 2 回特例納付に係る案内状を提出する。当該案内状には昭和 36 年 4 月から未納期間があるため、納付が可能である旨が記載されており、申立期間の保険料についても、特例納付している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が A 市区町村において昭和 39 年 9 月 8 日に払い出されていることが確認できるところ、当該時点において、37 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料は時効により納付することができないこと、申立人は 20 歳到達時に A 市区町村において国民年金の加入手続を行ったと供述しているものの、20 歳到達時である 37 年\*月を含む同年 5 月までの期間は、B 市区町村に居住していることが確認できる上、B 市区町村で国民年金の加入手続をした記憶はないと供述していることから、B 市区町村において別の国民年金記号番号が払い出されていることは考え難いこと、及び同年 6 月以降は、昭和 39 年 9 月 8 日に国民年金手帳記号番号が払い出されている A 市区町村に居住していることから、A 市区町村において別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難いことなどから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、第 2 回特例納付に係る案内状を提出し、申立期間の保険料は特例納付している旨を主張しているが、当該案内状には当委員会の当初の決定において納付記録の訂正が必要であったとした昭和 39 年 4 月から同年 8 月までの期間を除き、申立期間の国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、申立人は昭和 39 年 4 月から同年 8 月までの期間の特例納付に係る領収書を所持しているところ、申立期間の特例納付については、「当該領収書のある特例納付期間とは別に納付した。」と供述しているが、それを裏付ける具体的な資料（家計簿、領収書等）は無い。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 島根国民年金 事案 371（事案 74 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月まで  
申立期間の国民年金保険料については、納付組織を通じて毎月納付しており、当時の保険料月額は 150 円であったことを記憶している。  
今回、新たな資料として、昭和 41 年 11 月 18 日発行（更新）の国民年金手帳の写しを提出するので、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 市区町村の国民年金被保険者名簿及び、申立人が所持する昭和 37 年 3 月 8 日発行の国民年金手帳に「昭和 37 年 2 月 1 日資格取得、37 年 2 月 27 日喪失、39 年 2 月 11 日取得」と記載されており、社会保険庁（当時）の記録と一致していること、その国民年金手帳の申立期間に係る「国民年金印紙検認記録欄」に、未納及び未加入を示す斜線が引かれていること、申立人の国民年金手帳記号番号は 37 年 3 月 5 日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間のうち 36 年 4 月から 37 年 2 月までの国民年金保険料についてはさかのぼって納付しなければ納付できないにもかかわらず、申立人は「申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したことはない。」と主張していることなどから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 5 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、昭和 41 年 11 月 18 日発行（更新）の国民年金手帳の写しを提出したが、その手帳には、申立期間の国民年金保険料の納付を示す記録は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後 52 人（申立人を除く）について、国民年金被保険者記録を検証したところ、そのうち 32 人は、申立人と同じ A 市区町村に居住する国民年金任意加入被保険者であり、さらに、そのうち 31 人は、国民年金被保険者資格を取得した以降、国民年金保険料を一度も納付しないまま、被保険者資格を喪失した記録となっており、中には、申立人と同じく昭和 37 年 2 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得し、同月 27 日に同資格を喪失している者も一人みられることから、これら 32 人は、A 市区町村による国民年金への加入勧奨に応じ、いったんは国民年金の任意加入手続を行ったものの、国民年金保険料を納付しなかったことから被保険者資格を喪失したものと推測できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 30 日から 60 年 10 月 21 日まで

申立期間は、A社B出張所及びC社（A社B出張所は昭和 58 年 11 月 1 日に本社一括適用により厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同社本社は 59 年 8 月 16 日にC社に名称変更）に継続して勤務していた。申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）の記録では、8 万円から 14 万 2,000 円までの額となっているが、昭和 55 年当時に実際に支給されていた報酬月額は約 12 万円だったと記憶している。申立期間の標準報酬月額に係る記録を実際に支給されていた報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時支給されていた報酬月額とA社B出張所及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額が相違していると主張しているが、給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額及び報酬月額が確認できない。

また、C社が保管する従業員別賃金総額一覧表から、申立人に係る申立期間の半期ごとの賃金総額が確認できるところ、当該賃金総額を基に試算した平均の賃金月額に見合う標準報酬月額は、申立人のA社B出張所、A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額とほぼ一致している。

さらに、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 55 年 7 月 30 日）の前後に被保険者資格を取得した 38 人（申立人が名前を挙げた同僚 8 人を含む）について、申立期間に係る標準報酬月額を検証したところ、標準報酬月額については、さかのぼって訂正された形跡などは無く、不自然さは見当たらない。

加えて、A社B出張所及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、C社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（副）」に記載された申立人の被保険者資格取得時（昭和58年11月1日）の標準報酬月額とA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額は一致している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。